

嘆願條項

一、共済組合規定一部改正せられたし
理由 利々と行動する不景氣の状態を見る時吾々
は左の如き規程の改正は緊急必要なるに依つて
第十五條 第一軍事傷死に至る時給料年額二ヶ年
第一軍事傷死に至る時給料年額二ヶ年
第一軍事傷死に至る時給料年額二ヶ年

第四項 自由を拂ひ且つ業務に就く事を得るも
して身體を取扱し書に復する事を得ず依つ
第一軍事傷死に至る時給料年額二ヶ年

第十九條 休養手當金は組合員傷病又は疾病の為
に休業手當金は組合員傷病又は疾病の為
に休業手當金は組合員傷病又は疾病の為

第三金額を給與す但し一會計年度を通じて休
日より三十日を起ゆる事を得ずとあるを八日
日より三十日を六十日と改正せられたし

第二十條 休業手當金は組合員肺結核に罹り業務
に拂ひ之を給與すとあるを肺結核の為
に拂ひ之を給與すとあるを肺結核の為

第二十八條 二組合員結婚したる時、貰拾回とあ
る場合給付とあるを貰拾回にせられし
たし

第六章 第四十七條 組合員に左の役員を置く
たし評議員十名とあるを十七名にせられ

第四十九條 第一選舉區選舉員たる組合より三
名とあるを八名にせられし

第五十二条 第四十九條の評議員の任期は二ヶ年と

第六十九條 本規定施行上必要な事項は電氣局長
之を定むとするを一年にせられし
は評議員會の決議に依つて之を定むと
せられたし

延長しき事が多いある、吾々交通從業員は只で
は運輸局は至りては到底極端へ難きもののももつて
給せられたし行路費指定期間に對しては五割不當

工務從業員信號人に運輸現業員と同
一に加給月額支給せられたし

理由 由運輸從業員には加給月額が支給され
るにも拘らず工務從業員及信號人に何等居
る現業員と同じく加給月額を支給せられたし

事故に對する損害料は一切當局負擔
させられたし

理由 由吾々從業員が日常生活に注意して勤務し
てゐるがタゞ一人不可効力の事故に遭遇し之に
用出本い状態に置かれて居る故に正式裁判の責

動務演習並簡易點呼召集者に日給全

額支給せられたし

由吾々從業員は現在の日給では到底一家を
支へて行ふ事は困難な状態に有る一月休暇もば經
て働かぬうちに極に苦しむ故少々位の病氣も押して居
る日間も勤務不能の食費に苦まなければ云へ只一人の働き手を四週

せられたし勤務演習並簡易點呼召集者に對し日給全額支給

規程改正せられたし

理由 現在工務從業員に支給されて居る外食は

一九二九年六月

日本交通労働總聯盟

横濱市電從業員共和會

永田兵二郎殿

横濱市電氣同長

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印

印